

経済産業省

20230316 貿 局 第 2 号

輸出注意事項2023第5号

経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和5年3月23日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和5年3月23日から適用を開始とする。